

施業提案体制整備事業

1. 目的

森林所有者の生産意欲低下等のため木材生産が行われていない森林において、県職員の主導により施業可能林分の掘り起こしを行い、森林所有者と意欲ある素材生産業者とのマッチングを図ったり、森林組合や素材生産業者等の林業事業体を実施する提案型集約化施業への指導等を強化することで素材生産量の拡大を図る。

2. 施業提案団地の設定

各農林振興事務所との連携のもと、県内で5団地を新たに施業提案団地として設定した。設定に当たり指導方法により3種類に分類でき、それぞれの内容と設定団地数は以下のとおり。

①森林組合指導型

提案型集約化施業への取り組みを希望する森林組合や、すでに取り組んでいるが課題を抱えている森林組合に対し、現地調査、作業システムや販路の検討、森林施業プランの作成、森林経営計画の作成、施業の進捗管理等についての助言・指導を行うもの。

令和2年度の新規設定団地数：2団地

②素材生産業者マッチング型

県職員が森林GIS等を利用して集約化施業の候補森林を抽出、森林所有者絞り込み、地域説明会等による合意形成、森林所有者への森林施業プランの提案、意欲ある素材生産業者とのマッチング等を行うもの。

令和2年度の新規設定団地数：0団地

③素材生産業者指導型

提案型集約化施業に取り組む意欲はあるものの、森林計画制度や補助金制度に理解が不足している素材生産業者（林業事業体）に対し、森林計画制度や各種補助制度について指導を行うもの。

令和2年度の新規設定団地数：3団地

3. 施業提案団地での木材生産

令和2年度は、既設の施業提案団地も含めた11団地で搬出間伐を実施し、6,060m³の木材生産を行った。

それらの施業提案団地での施業の実施結果については、収支分析や作業工程・作業効率の分析を行い、施業を実施した事業体にフィードバックすると共に、今後の普及指導に活用する。